

令和 8 年度 兵庫県国際交流協会

民間国際交流事業助成制度 募集説明会

令和8年1月8日(木)16:00～

(公財)兵庫県国際交流協会 交流・協力課

① 民間国際交流事業助成制度とは？
助成事業の目的（⇒募集要項1ページ）

- ◆ 県民の国際交流活動、協力活動や多文化共生活動の活性化を促進
- ◆ 地域のモデルとなるような交流活動の育成・奨励
 - 県民が誰でも参加できること
 - 兵庫県内で行うものであること
 - 新しいことに取り組む事業であること

助成の対象団体（⇒募集要項¹の1）

兵庫県内に所在し活動している

- ① 民間の非営利団体・グループ
- ② 市町国際交流協会等
- ③ 大学・短大、専門学校、高等学校（R7～）
※大学のゼミ、学校承認のクラブ等も含む

民間の非営利団体・グループについて

1. 兵庫県内に所在し国際交流活動や多文化共生活動に継続的に取り組む民間の非営利団体・グループ
2. 法人格の有無や活動形態は不問
3. 団体の規約、会則、役員名簿や活動状況がわかる資料が必要



市町国際交流協会等について

1. 国際交流協会や、その他の公益団体
（社会福祉協議会、スポーツ協会等）
2. 管内地域で民間団体、学校等から本制度
への申請が無い場合
3. 地域の住民、団体と連携して事業
を行っている場合



大学、短大、専門学校、高等学校について

1. 申請は、大学、短期大学、専門学校、高等学校名で申請
2. ゼミ、サークルも学校名で申請
3. 複数の大学、学校が連携して事業を行う場合は「民間の非営利団体・グループ」として申請してください。



助成の対象となる実施期間

(⇒募集要項¹の2)

★令和8年度からの変更点

令和8年4月1日～令和9年1月31日まで

※この期間外の実施は助成の対象にはなりません



事業終了後、1月31日以降に支払いが必要なもの(衣装のクリーニング、会場の撤去費、ごみ回収費...)については、助成の対象に含まれます。

② 申請にあたって
助成対象となる事業（⇒募集要項①の3）

♠ 国際交流事業関係

- 友好州省、姉妹都市等との交流事業
- スポーツや音楽等の芸術活動
- 国際交流イベント、フェスティバル
- 途上国への技術支援、災害支援 など



助成対象となる事業（⇒募集要項①の3）

♥多文化共生事業関係

- 多文化共生フェスティバル、イベント
- 在住外国人の支援活動
- 多文化共生セミナー（啓発活動） など



助成対象外の事業（⇒募集要項①の4）

- ✓ 兵庫県や関連団体（兵庫県国際交流協会等）から助成・補助を受けている事業
- ✓ 事業経費の合計額の2分の1以上を自己資金で負担できない事業

★令和8年度からの変更点

- ✓ 総事業費が200万円以上の事業



助成対象外の事業（⇒募集要項①の4）

- ✓事業の効果が特定の個人の利益になる事業
- ✓営利目的で公益性が見られない事業
- ✓政治活動や宗教活動が目的である事業
- ✓金品の譲渡・贈与・寄附を目的とする事業
- ✓物品・教材の広報、販売、勧誘



〔助成の条件〕

同一団体への助成は、
同一年度につき一事業のみ



どうということ？

① 一つの事業団体が複数の事業を同時に申請することはできません。

② 学内でとりまとめて申請する大学、短期大学については、
同時に複数事業を申請することは可能です。

※実施主体が異なっているもの（例；学部・研究科、ゼミ・研究室、学生クラブ・サークル・・・）
を大学が取りまとめているだけの場合は、①の条件には当てはまらないからです。

③ 一事業を分割して他の団体名で申請することはできません。

〔助成の条件〕

一事業の総事業費は200万円未満
であること



どうということ？

① 規模が小さい(資金に余裕がない)事業を優先します

② 総事業費は事業全体にかかる経費の合計金額を指します

※助成対象外経費(助成されない経費)についても、総事業費の対象に含みます。

〔助成の条件〕

- ・申請額と同額以上の自己資金を用意すること



どうということ？

- ① 収支予算書の「収入の部」には、収入源（「自己資金」、「会費」、「寄附金」、「他の団体からの助成金」・・・）を区分してください。
- ② 事業経費が20万円以上かかる場合でも、自己資金が少なければ、助成金は自己資金と同額の支給となります。



右の場合は、
助成金額は「①団体の自己資金」と
同じ60,000円となります

〔収入の部〕

①団体の自己資金	60, 000円
②会費収入	40, 000円
③団体への寄附金	20, 000円
④ABC財団の助成金	80, 000円
⑤HIAの助成金	60, 000円

合計①～⑤	260, 000円
-------	-----------

助成金額（⇒募集要項①の6）

- ✓ 助成対象経費の合計額の2分の1以内
- ✓ 助成額の上限は10万円まで



助成対象経費でないものは助成されないヨ。
確認が必要ダネ

助成対象経費（⇒募集要項①の7）

区 分	経費の種類
謝 金	講師、通訳等への謝金
旅 費	交通費、通行料、宿泊費 ※イベント当日のみスタッフの交通費もOK
需用費	印刷製本費、コピー代、文具消耗品等
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、 保険料、会場設営費等

区 分	経費の種類
委託費	調査、研究費 会場設営等の委託料 ※活動の大半を占める場合は不可
使用料	会場使用料、機器のレンタル料、 レンタカー代等
その他	兵庫県国際交流協会が対象経費として認めたもの



助成されるか分からないから
問い合わせ先に
電話で聞いてみようかな。

助成されない経費（⇒募集要項①の7）

- ✓ 団体の運営維持の費用、飲食代
- ✓ 海外への渡航費、海外での交通費、宿泊費
- ✓ 事業当日以外のスタッフ・ボランティアの交通費

★令和8年度からの変更点

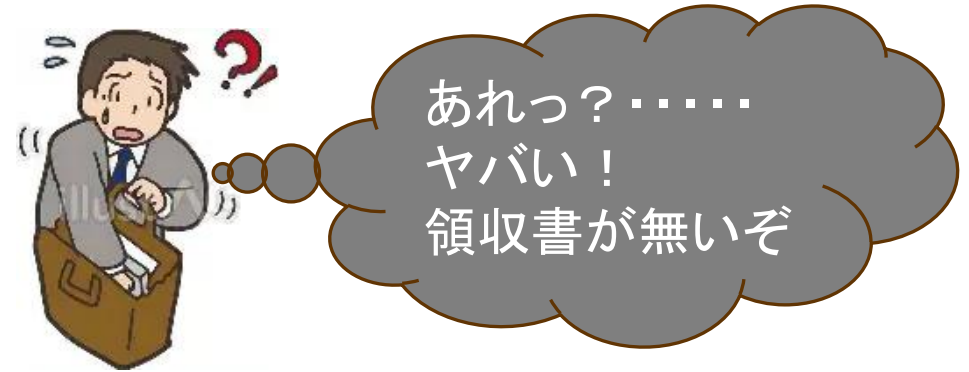
- ✓ **食費、食材料費**
- ✓ **チャリティバザー等（収益を伴う活動）**

食時を伴うイベントやバザーをしてはいけないということではありません。
これらの経費は、助成対象外経費として分類してください



助成されない経費（⇒募集要項①の7）

- ✓ 高額な物品の購入
- ✓ （耐用年数 1 年以上で購入金額が 5 万円以上のもの⇒**備品**）
- ✓ 次年度に備えストックとして購入した消耗品
- ✓ 金品の寄付・贈与、記念品・贈答品等の購入
- ✓ **税金や公的負担金（義務経費）**
- ✓ 領収書をもらっていない
- ✓ **領収書の原本が提出できない**



申請期間（⇒募集要項③）



2025年12月1日（受付開始）～

データ締切 **2026年1月23日（金）必着**

郵送締切 **2026年1月29日（木）必着**



申請書は1月23日（金）までに提出しないと応募できないから十分に気をつけてネ！
添付書類で、1月29日（木）までに提出できない場合は、事前に相談してネ！

申請後の流れ（⇒募集要項[2]）

➤ 2026年3月上旬～中旬

書類審査・助成事業の決定（採否の決定）

➤ 3月中旬頃

助成金交付採否結果のお知らせ

➤ 3月下旬～（4月上旬）

交付決定団体を対象に事業実施前説明会の開催

※交付決定団体の方は出席する必要があります。

SCHEDULE



助成金は、
事業終了後の
『精算払』
です。

③ 申請書類の書き方について

選考・審査方法(⇒募集要項④)

項 目	ポイント(例)
必要性	・目的や必要性が明確か？ ・地域住民に与える効果は？
公益性	・国際交流や多文化共生の今後の発展につながりそう？ ・広報活動、実施結果を情報発信する工夫がされている？
創造性 連携性	・同じことの繰り返しではない？ ・新たな視点やアイデアを積極的に取り入れている？

項 目	ポイント(例)
実施 計画	・住民が誰でも参加できるような工夫や配慮がなされている？ ・実施までの時期、場所、スケジュールがしっかり組み立てられている？
費用対 効果	・収入や支出の計画がしっかり立てられている？ ・ムダ使いしていない？限られた予算で計画的な収支が組まれている？ ・本当に助成金が必要なの？



選考は書面審査で行われます。
PRしたいことや、新たな取り組み等があれば
十分に記載するようにしてください。